

## 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

管 理 課  
技 術 企 画 課

国土交通省より、平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で2.8%の上昇となったところです。

県では、国と同様に、3月から新労務単価にて予定価格の積算を行うこととしており、この新労務単価の上昇を確実に技能労働者の賃金引上げにつなげ、処遇改善等を図ることにより、技能労働者の確保・育成や若年層の建設業への入職が促進されることが重要と考えております。

つきましては、国土交通省から建設業団体の長宛ての通知（別紙1）にもありますとおり、下記の事項について適切に対応していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払について

受注者におかれましては、雇用する技能労働者に対する適切な賃金水準の確保や適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をお願いいたします。

#### 2 インフレスライド条項の適用等について

県では、新労務単価の上昇を受け、

平成30年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

平成30年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、基準日における残工期が2か月以上ある工事については、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）を運用する

（詳細は宮崎県公共事業情報サービスに掲載している「平成30年3月から適用する「公共工事設計労務単価」によるインフレスライドのお知らせ」を参照）

こととしておりますので、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、上記1の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いいたします。

### 3 法定福利費等の適切な支払と社会保険への加入徹底について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、現場管理費率式の見直し（平成24年4月改定）により適切に予定価格に反映されるよう措置されております。

受注者におかれましては、雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額（本人負担分）を適切に含めた賃金を支払い、法令が求める社会保険等へ加入させるようお願いいたします。

また、下請業者との間でも、見積書における法定福利費の内訳明示を求めるなどにより、法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含めた額による下請契約の締結をお願いいたします。

### 4 若手入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若手入職者を確保した企業が円滑な技能継承を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引上げと社会保険への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保について更なる積極的な推進をお願いいたします。

### 5 ダンピング受注の取り止めについて

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであるとされていることから、改めて適正な金額による契約締結の徹底をお願いいたします。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定されており、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨を御理解ください。

### 6 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結することに努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約の締結をお願いいたします。また、下請契約においても、これらの必要経費を含めた適正な請負代金による下請契約の締結をお願いいたします。

## 7 消費税の適切な支払について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところです。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払をお願いします。

参考 「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」

（平成30年2月16日 国土入企第27号 国土交通省土地・建設産業局長通知）